

広島県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十一年三月七日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町川根字大谷二二四六番一 地先から 安芸高田市高宮町川根字大谷二二四六番一 地先まで		九・〇〇〇 ・五〇	九・五〇〇 〇〇	四三・五〇	
				四三・五〇	拡幅